

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成31年(2019年)3月20日 東京簡易裁判所に訴えの提起

4月 3日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、中野区の職員に貸与したCDについて後日返却を受けたところ、当該CDの入ったケースが破損していたと主張し、被告に対し1,000円の損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は原告に対し、1,000円を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 原告は、警察署主催のパレードに使用されたことのある原告の楽曲が収録されたCD(以下「本件CD」という。)1枚を中野区の職員Aに貸与した。

イ 原告が中野区に対して本件CDの返還を求めたところ、同区の職員Bから本件CDが原告に返却されたが、そのケースが破損していた。

ウ 本件CDのケースが破損していたのは、これを保管していた中野区の職員の管理が不十分だったためである。